

令和7年第2回議会 説明資料

【議案第6号】

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の
決算について

1 令和6年度 事業概要

- (1) 用水供給事業
- (2) 主要事業

2 令和6年度 決算の概要

- (1) 収益的収支
- (2) 資本的収支
- (3) 資金収支

(1) 用水供給事業

■ 年間総供給水量

9,192 万 m^3 /年

(令和5年度決算 9,210 万 m^3 /年)

■ 一日平均供給水量

251,830 m^3 /日

(令和5年度決算 251,644 m^3 /日)

令和5年度はうるう年

例年どおり

水道用水を安定供給

(2) 主要事業

① 海水淡水化施設の設備更新

供用開始後 約20年を経過し、
更新時期を迎えた機器の更新

【令和6年度の取組】

- ・ 高圧RO膜設備更新工事 等
(令和5～8年度)

【令和6年度決算額】 602,733千円

【高圧RO膜設備更新工事】



工事中



新5号 完成

(2) 主要事業

② 牛頸浄水場の改良・更新

牛頸浄水場・送水施設の
更新時期を迎えた機器の更新

【令和6年度の実施】

- ・牛頸浄水場ろ過池防水工事
- ・天拝坂中央配水池電気設備更新工事 等

【令和6年度決算額】 524,336千円



牛頸浄水場 ろ過池



天拝坂中央配水池電気設備

(2) 主要事業

③ 水質管理機能の強化

残留塩素濃度低下事象や、送水管路の二重化等による送水環境の変化に対応

【令和6年度の取組】

- ・牛頸浄水場 脱水機増設工事
- ・水質計器設置工事 等

【令和6年度決算額】 849,707千円



牛頸浄水場 脱水機



水質計器

1 令和6年度 事業概要 (2) 主要事業

(2) 主要事業

④ 管路の耐震化

管路整備計画に基づき、耐震化、
危機対応のための機能強化

【令和6年度の取組】

下原系・夫婦石系幹線管路整備

進捗率：59.0% (R6年度末)

全体延長：32.2 km

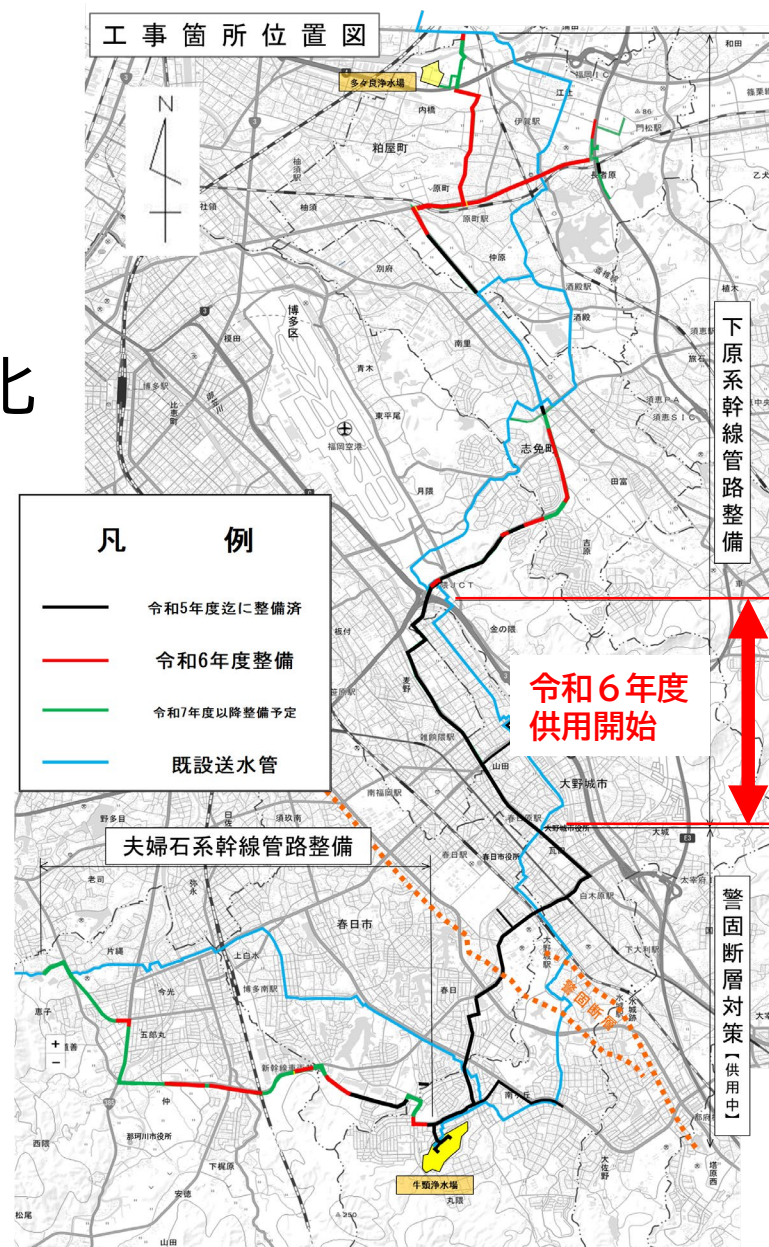
【令和6年度決算額】

3,644,725千円

警固断層対策区間 (7.5 km) に加え

下原系の一部(5.1km)を供用開始 ※支線管路含む

※基幹管路の耐震適合率は50.3%(R6年度末)



1 令和6年度 事業概要 (2) 主要事業

(2) 主要事業

⑤ 福岡導水施設地震対策

水資源機構が実施する地震及び老朽化対策 (負担金として費用の一部を支出)

【総事業費】

約290億円

【事業期間】

平成30年度 ~ 令和14年度

【令和6年度の取組】

2号トンネル併設水路工事

1号トンネル併設水路設計 等

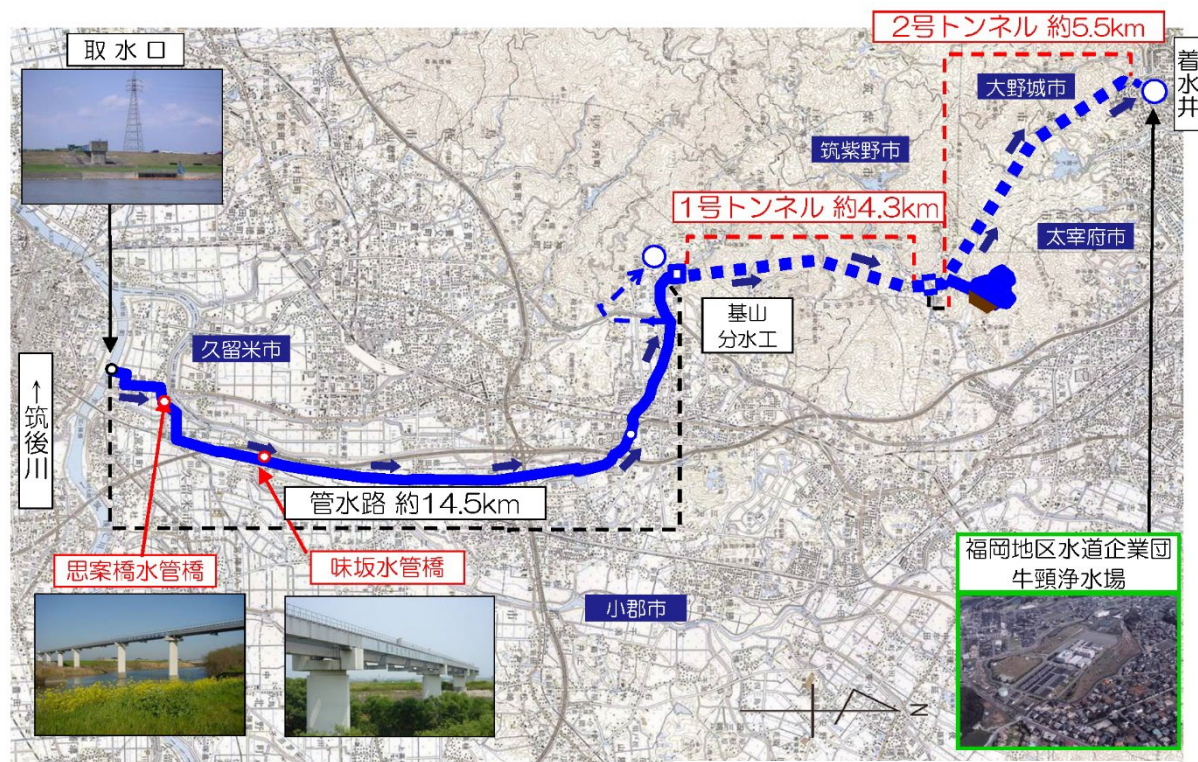
【令和6年度の決算額】

1,878,685 千円

社会情勢や現場条件の変化等に伴う総事業費と事業工期の変更案について協議中

(令和7年第1回議会報告済)

福岡導水施設平面図 (赤字は令和6年度実施箇所)



提供：(独)水資源機構

【参考】筑後川水系ダム群連携事業

【事業概要】

○目的

都市用水を優先的に確保した一方、依然として不足している**流水の正常な機能の維持のための用水**を確保する。

○事業主体

(独) 水資源機構

○事業期間

平成13年度～令和19年度

○総事業費

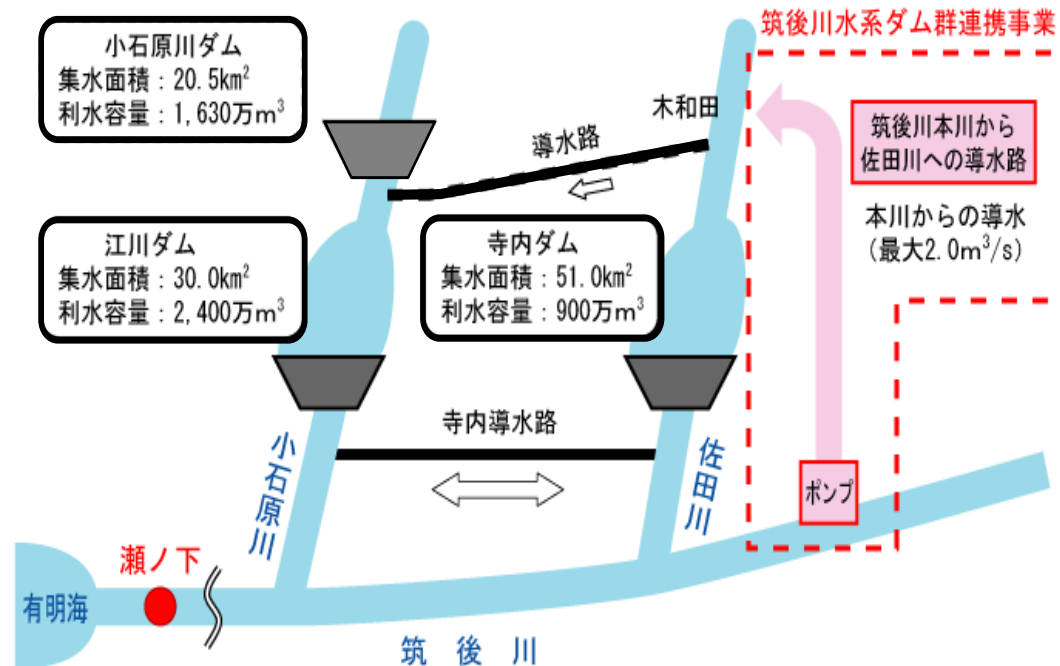
約740億円

(当企業団の負担なし)

○諸元

導水路 約10km

(最大導水量 $2.0\text{m}^3/\text{s}$)



事業概要図

【令和6年度の事業内容】

導水施設詳細設計、環境調査、水理水文調査 等

2 令和6年度 決算の概要 (1) 収益的収支

(1) 収益的収支 (事業に関する収益と費用)

(単位：百万円)

款・項	当初予算額 A	補正額 B	前年度 繰越額 C	最終予算額 ①=A+B+C	決算額 ②	増減 ②-①
1.水道用水供給事業収益(A)	12,735	0	0	12,735	12,739	3
1.営業収益	11,518	0	0	11,518	11,525	7
2.営業外収益	1,211	0	0	1,211	1,208	△ 3
3.特別利益	6	0	0	6	6	△ 0
1.水道用水供給事業費用(B)	12,058	△ 69	78	12,067	11,290	△ 777
1.営業費用	11,954	△ 69	78	11,963	11,196	△ 767
2.営業外費用	99	0	0	99	94	△ 5
3.予備費	5	0	0	5	0	△ 5
単年度収支差(A) - (B)	677	69	—	668	1,448	781
単年度収支差(税抜)	18	62	—	9	735	726

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

当初予算では純利益を18百万円と見込んでいたが、営業費用の減により、決算では735百万円となった。

(1) 収益的収支 (事業に関する収益と費用)

主要要因

営業費用の減 (決算)

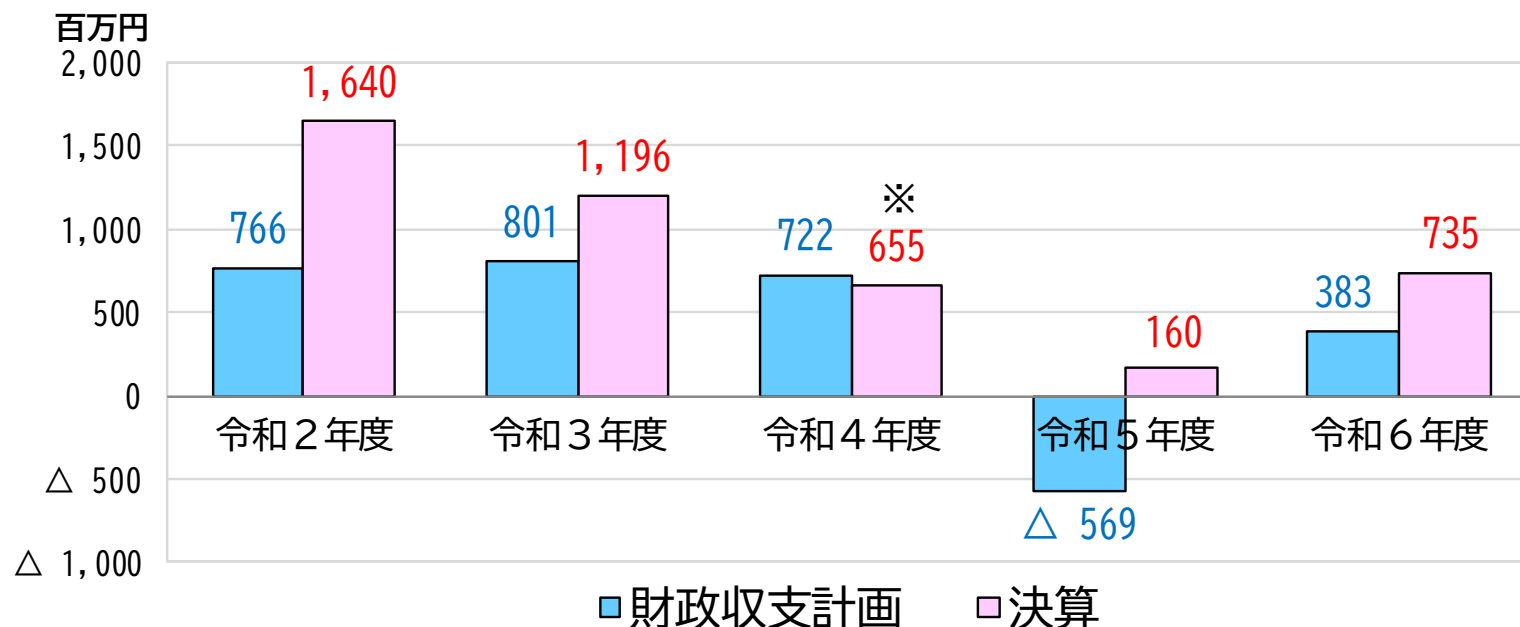
△ 767百万円

- 契約落差等による減額 (委託料、修繕費等) △ 297百万円
- ダム等管理負担金の減額 △ 264百万円
- 薬品費の減額 △ 95百万円
- 動力費の減額 △ 39百万円
- その他 △ 72百万円

2 令和6年度 決算の概要 (1) 収益的収支

(1) 収益的収支 (事業に関する収益と費用)

単年度純損益の推移 (税抜)



※ 令和4年度の利益は、過年度損益修正益分の利益（非現金）902百万円を含まない。

計画を超える純利益を確保しているが、減少傾向にある。

2 令和6年度 決算の概要 (2) 資本的収支

(2) 資本的収支(施設整備等に関する収入と支出)

(単位：百万円)

款・項	当初予算額 A	補正額 B	前年度 繰越額 C	最終予算額 ① =A+B+C	決算額 ②	翌年度 繰越額 ③	増減 ②+③-①
1. 資本的収入(A)	4,391	112	0	4,503	4,185	298	△ 21
1. 企業債	2,552	0	0	2,552	2,552	0	0
2. 国庫補助金	711	112	0	824	526	298	0
3. 出資金	1,128	0	0	1,128	1,107	0	△ 21
1. 資本的支出(B)	9,464	1,192	940	11,596	9,374	1,522	△ 701
1. 設備費	6,071	1,192	940	8,203	6,027	1,522	△ 655
2. 国営事業等負担金	1,919	0	0	1,919	1,879	0	△ 41
3. 償還金	1,468	0	0	1,468	1,468	0	0
4. 予備費	5	0	0	5	0	0	△ 5
資本的収支不足額(B) - (A)	5,073	1,080	—	7,093	5,189	1,224	△ 680

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

資本的収支不足額については、損益勘定留保資金等により補てんする。

(2) 資本的収支(施設整備等に関する収入と支出)

5つの主要事業等を確実に実施

海水淡水化
施設

牛頸浄水場

管路

水質管理機能

福岡導水

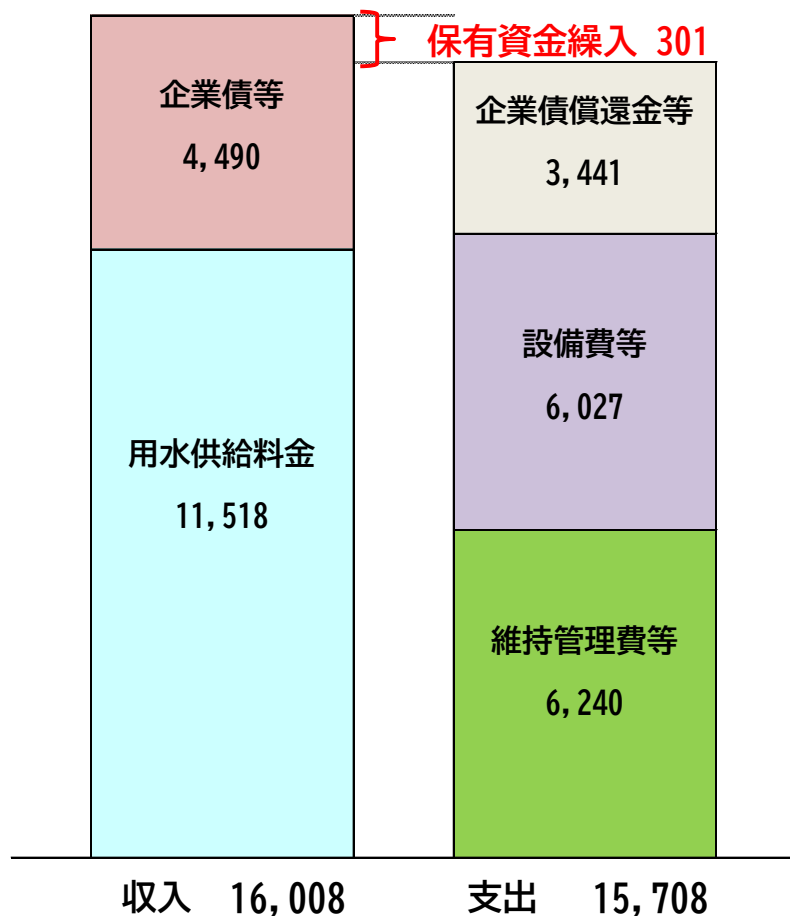
企業債の発行等

必要な資金を確保するため、令和6年度から企業債の発行を7年ぶりに再開し、2,552百万円を借入れ

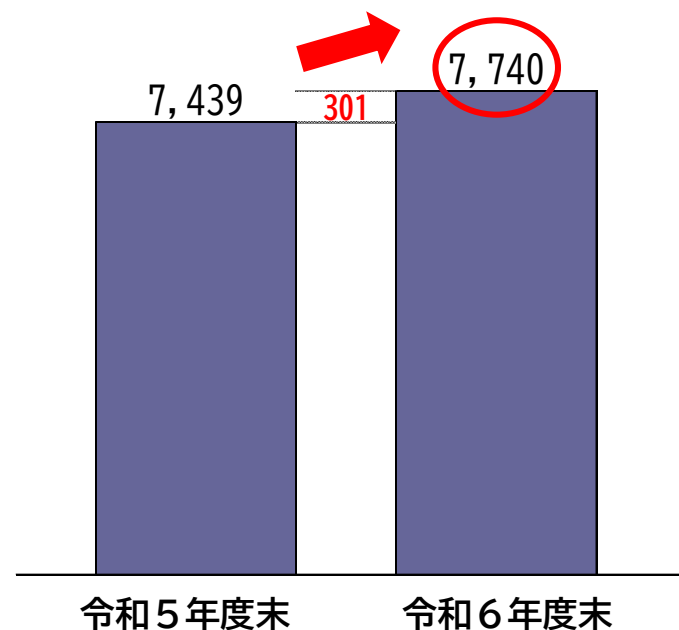
2 令和6年度 決算の概要 (3) 資金収支

(3) 資金収支(一般会計と同様の現金会計ベース)

令和6年度資金収支 (単位:百万円)



年度末資金残高 (単位:百万円)



将来の投資に必要な財源となる資金を適切に確保

【議案第5号】

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の
利益の処分について

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について

当年度純利益 735 百万円

前年度繰越
利益剰余金 500 百万円

その他未処分
利益剰余金変動額
(減債積立金取崩額) 815 百万円

翌年度繰越利益剰余金

2,050 百万円

令和7年度予算における純損失
見込(286百万円)などに備える
ため、全額を翌年度に繰り越す。

未処分利益剰余金 2,050 百万円

【議案第7号】

福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

【議案第8号】

福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の専決処分

【議案第9号】

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分

【議案第10号】

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分

【議案第11号】

福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分

福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例案【議案第7号】

1 条例改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、福岡地区水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例について、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

2 改正の内容

当企業団職員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を行うこととするもの。

3 施行期日

令和7年10月1日

福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例 の一部を改正する条例の専決処分【議案第8号】

1 条例の専決理由

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正されており（令和7年4月1日施行）、**条例の引用条文に項ずれがあった**ことから、福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例について、規定の整備等を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を令和7年3月24日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 改正の内容

番号利用法の引用条文を修正するほか、所要の改正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分【議案第9号】

1 条例の専決理由

令和7年第1回定例会において原案可決された「福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」（令和7年4月1日施行。以下「改正条例」という。）について、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第106号）施行により、**改正条例の引用条文に条ずれがあった**ため、地方自治法第179条第1項の規定により、改正条例の一部を改正する条例を令和7年3月24日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 改正の内容

建設業法施行令の引用条文の修正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年3月24日

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分【議案第10号】

1 条例の専決理由

当企業団職員の派遣元である福岡市において、管理職特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するなどを行う規定の改正が令和7年4月1日から施行されており、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても同様の改正を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を令和7年3月24日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 改正の内容

管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するほか、所要の改正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分【議案第11号】

1 条例の専決理由

当企業団職員の派遣元である福岡市において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえた旅費の種目及び内容に係る規定の簡素化が令和7年6月1日から施行された。当企業団においても福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、同様の改正を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を令和7年5月29日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 改正の内容

特別職職員等の旅費の種目に関する規程の追加など、所要の改正を行ったもの。

3 施行期日

令和7年6月1日